

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

雫石町長 猿 子 恵 久

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 橋場・御明神地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- 平成 31 年 2 月 14 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数 46

法人 2 経営体

個人 44 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 担い手はいるが充分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 今後、遊休農地を活用する場合や農業経営をリタイアする場合等、農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用し、人・農地プランへ位置づけを行うことにより、農地の適切な管理を行うようにする。

6. 地域農業の将来のあり方

- 稲作を主体とした複合経営が多い地域である。水稻栽培については集積・苗箱任せやフレコン出荷による低コスト化・省力化を進める。

また、有機 JAS 米による付加価値の高い米づくりを行い、差別化を図る。

- 転作田活用による飼料作物生産により耕畜連携・コスト削減を進め経営の複合化を図ると共に、畜産部門の規模拡大と経営の安定化を図る。

- 園芸作物（野菜・花卉・きのこ・山菜）については、系統出荷を基本としながらも「道の駅」等の産直直接販売も比較的多く農家の収入向上につながっていることから、さらなる品質向上に努める。

- 転作田活用によるそば栽培が盛んで、高齢の農家などから作業委託を受けた地元法人が一括して農作業を行い、加工・販売まで行っている。

後継者不足が深刻な集落であることから耕作放棄地の防止につながっており、今後も継続して農地を守っていく。